## 教育委員会告示第 号

教育委員会が所管する手続等に係る石川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則(平成 20 年石川県教育委員会規則第 号)第3条の規定により、情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行うことができる手続等を次のように定め、平成20年11月1日から施行する。

平成 20 年 月 日

石 川 県 教 育 委 員 会

## 申請等

手続等の根拠となる法律若しくは法	規定	申請等の内容
律に基づく命令又は条例等の名称		
石川県情報公開条例(平成12年石川	第6条第1項	公文書の公開の請求
県条例第 46 条 )		